嵐山町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

令和８年９月１５日
告示第４５１号

（趣旨）

第１条　町は、省エネ家電製品への買換えを促進することにより、地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、電力、ガスその他のエネルギー価格の高騰による、家庭の費用負担を軽減するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において嵐山町省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 52 年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ家電製品　省エネエアコンディショナー（以下「省エネエアコン」という。）及び省エネ電気冷蔵庫（以下「省エネ冷蔵庫」という。）をいう。

(2) 販売店　比企郡、東松山市、熊谷市及び深谷市に本店、支店又は営業所を有し、省エネ家電製品を販売する事業者をいう。

（補助対象製品）

第３条　補助金の交付対象になる省エネ家電製品は、町内にある住宅（併用住宅の場合は、住居部分の床面面積が総面積の２分の１以上のものに限る。）に設置するもので、次に掲げる要件を満たしたものであること。

(1) 令和８年４月１日から令和８年 12 月 25 日までの間に購入及び設置が完了した省エネ家電製品であること。

(2) 既存のエアコンディショナー及び電気冷蔵庫を撤去及び処分し、省エネ家電製品への買換えであること。

(3) 販売店において、購入した新品の省エネ家電製品でリース品でないこと

(4) 省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫は、資源エネルギー庁が公開している省エネ型製品情報サイト（以下「製品情報サイト」という。）に掲載している表示において、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のものであること。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、自ら居住する町内の住宅に補助対象製品を購入及び設置する者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 町内に居住し、住民基本台帳に記録がある者

(2) 世帯全員が町税を滞納していない者であること

(3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と

同一世帯に属する者が補助金の交付を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用（ポイント利用割引、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 補助対象製品本体の購入に要した経費

(2) 省エネエアコンの設置工事に要した経費（既存のエアコンディショナーの取り外し等に要した費用は除く。）

（補助金額）

第６条　補助金額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額とする。ただし、申請者１人につき補助金の交付は、補助対象製品２台を上限とする。

２　販売店から購入した金額の内、補助対象経費の２分の１に相当する金額。ただし、１台につき 50,000 円を上限とする。

３　前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける金額を控除するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　申請者は、嵐山町省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象製品の購入に要した領収書及びその内訳書の写し

(2) 補助対象製品の仕様及び規格が確認できる書類

(3) 製品情報サイトに掲載している表示において、基準以上の製品であることが確認できる書類

(4) 家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票排出者控え）の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付等の決定の通知）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、その結果を速やかに申請者に対し、嵐山町省エネ家電製品買換え促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに同条決定通知書に記載された補助金の決定額を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（補助金の返還）

第１０条　町長は、補助金を交付した者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月 31 日に限り、その効力を失う。